

平成 25年 1月 16日

お客様各位

愛知県中央信用組合

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定について

愛知県中央信用組合（理事長 杉本泰伸）は、中小企業経営力強化支援法に基づき、東海財務局長及び中部経済産業局長より「経営革新等支援機関」として認定を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 経営革新等支援機関の認定制度

多様化した中小企業の経営課題に対し、専門性の高いご支援を行う観点から創設されたもので、金融・税務・企業財務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が経営革新等支援機関として認定する制度です。

2. 認定日

平成24年12月21日

3. 経営革新等支援業務に関する事項

当組合で取扱うことのできる相談内容等は、創業支援、事業計画作成支援、情報化戦略、販路開拓、海外展開、金融・財務であり、財務内容・経営状況の分析・助言等を行っている商工会議所、税理士、中小企業診断士など外部専門家との連携により中小企業に対し専門性の高い支援をしております。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
愛知県中央信用組合 審査部  
電話 0566-41-3262